

朝日医療訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人朝日医療会が開設する朝日医療訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に努め、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 5 事業所は、自らその提供する訪問看護等の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 - 6 事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
 - 7 前6項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 朝日医療訪問看護ステーション
- ② 所在地 岡山市北区伊福町4丁目4番3号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

| 職 種 | 資 格 | 常勤 専従 | 常勤 兼務 | 非常勤 専従 | 非常勤 兼務 | 備 考 |
|-------|----------|----------|----------|-----------|-----------|---------------|
| 管理者 | 経験のある看護師 | — | 1名 | — | — | 看護職員と兼務 |
| 看護職員 | 看護師 | 2名以上 | 1名 | 1名以上 | 1名以上 | 常勤兼務の者は管理者と兼務 |
| 理学療法士 | 理学療法士 | 1名以上 | | | 1名以上 | |
| 事務職員 | | | 1名以上 | | | |

(1)管理者

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

(2)看護職員等

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月12日から8月15日、12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 本事業所で行う事業は利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、掲げる事業を行う。

- (1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明、提供、利用者の希望、主治医の指示書及びケアプラン、心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成する為の具体的なサービス内容を記載し、利用者に提供する。
- (2) 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護
- (3) 訪問看護報告書の作成
- (4) 主治医等関係者への情報提供

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、実施地域を越えた地点から、片道1キロメートルごとに20円徴収する。

3 死後の処置料は、20,000円とする。

4 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名)を受けることとする。

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、岡山市の以下の区域とする。

石井中学校区
岡山中央中学校区
京山中学校区
岡北中学校区
東山中学校区
操山中学校区
竜操中学校区
高島中学校区
御南中学校区

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行い、管理者に報告するものとする。

2 ステーションは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 ステーションは、利用者に対するサービスの提供により倍書すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

4 ステーションは、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止のための措置)

第10条 ステーションは、利用者の人権の擁護及び虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための指針を整備する
- (2) 虐待の防止に関する責任者を選定する
- (3) 定期的に従業者へ虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施、委員会を開催する
- (4) その他虐待防止のために必要な措置を講ずる

2 ステーションは、サービス提供中及び利用者の居宅において、当該ステーションの従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(成年後見制度の活用支援)

第11条 ステーションは、適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

(苦情解決体制の整備)

第12条 ステーションは、訪問看護ステーション等事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 ステーションは、訪問看護ステーション等事業の提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 ステーションは、提供した訪問看護ステーション等事業に係る利用者からの苦情に関して岡山県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、岡山県国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
- ② 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

- 4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。
- 5 ステーションは、訪問看護ステーション等事業の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、介護保険法並びにこれらの法律に基づく政令及び厚生労働省令並びに条例、規則に則り医療法人朝日医療会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成31年1月1日から施行する。

この規定は、令和1年5月1日から変更する。

この規定は、令和5年9月1日から変更する。

この規定は、令和6年6月1日から変更する。